

白杵市



こども誰でも通園制度 試行的事業を開始します！



子育てに悩みや不安を抱えている方、毎日の育児に疲れている方、子どもにいつもとは違う経験をさせたい方は、ぜひご利用ください。



こども誰でも通園制度の3つのポイント

1

こども誰でも通園制度って??

- ふだん、保育所などに通っていない子どもが対象です。
- 月10時間まで保育所などを定期的に利用でき、集団生活を通じて成長を促す制度です。
- 保護者を対象にした子育て支援もおこないます。



2

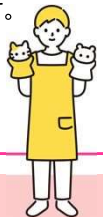
どんなことができるの？

- 園の活動を子どもに体験させることで、成長や発達に刺激をもらうことができます。
- こどもの発達や離乳食などに不安がある場合に、経験豊富な保育士から、具体的な育児のアドバイスを受けることができます。
- 毎日の育児でたまった疲れを癒すための時間が確保できます。

3

「一時預かり(一時保育)」との違いって??

- 一時預かり(一時保育)には就労や病気等、利用にあたり保護者の理由が必要ですが、誰でも通園制度では理由は問いません。
- 月あたりの利用日数の上限や利用料も異なります。



①～③のすべてに該当する子どもが対象です

- ①白杵市に住民登録されている方
- ②0歳6か月～満3歳(誕生日の前々日まで)
- ③現在保育所・認定こども園等に在籍していないこと。

※保護者の就労状況は問いません。※満3歳になると利用できなくなります。



利用可能時間

子ども1人につき

月10時間まで

実施期間

2024年7月1日(月)
～2025年3月31日(月)



利用料金

1時間 **200円**

次の世帯に該当する場合は、利用料金の減免があります。

※利用施設からは、減免分を差し引いて保護者へ請求します。



- ・生活保護法による被保護世帯
- ・当該年度市町村民税が77,100円以下である世帯
- ・要保護及び要支援が必要な世帯

給食やおやつがある場合は、実費負担が必要です。

利用の流れ



1

下記申込期間に、
利用希望施設に直接お申込みください。

※施設ごとに利用に関する詳細が異なります。
必ず事前にご確認のうえ、お申込みください。
※安全に保育をおこなうため、アレルギー等の聞き取りを行います。
※市役所では申込の受付していません。

2

利用日の決定

※各施設で、利用日等を決定します。
※希望する日に利用できない場合があります。

3

決定通知の送付・チケットの受取り

※第Ⅰ期は6月下旬、第Ⅱ期は11月下旬に白杵市より利用料等を記載した決定通知を送付します。
※利用開始日までに、決定通知をお持ちの上、白杵市子ども・子育て総合支援センターちあぽーとにてチケットをお受け取り下さい。
※利用の際に必ずチケットが必要となります。

利用のイメージ

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

誰3時間

誰3時間

誰4時間

誰でも通園制度利用日
以外の日に、一時預かり
(一時保育)の利用もでき
ます。



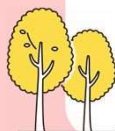
利用申し込み期間

第Ⅰ期

2024年5月13日(月)～6月12日(水)

第Ⅱ期

2024年10月11日(金)～11月12日(火)



実施施設

施設名	所在地	連絡先
海辺こども園	大浜526-2	0972-62-3464
うすきこども園	福良1775-5	0972-62-5663
白杵中央こども園	白杵2の107-245	0972-62-3629
かいぞえこども園	海添93	0972-63-0129
カトリック白杵幼稚園	白杵75-80	0972-62-3065
すみれこども園	友田12-1	0972-63-5991
野津南保育園	野津町野津市563-1	0974-32-2283
白杵市立下南こども園	家野1496	0972-62-3630

施設によって受け入れ枠や、開所時間・利用方法が異なります。

ご利用にあたっての注意事項

・複数の施設を利用することはできません。

・利用料は、施設の指定する方法でお支払いください。
・キャンセルする場合は事前に施設に連絡してください。

・施設における面談において、集団保育が著しく困難であると判断された場合、利用ができない場合があります。
・送り迎えは、保護者の方が責任を持っておこなってください。
・その他、申込書記載の同意事項をご確認のうえ、利用してください。

お問合せ先 白杵市子ども子育て課(ちあぽーと) 0972-86-2716